

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成29年 9月19日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 業務概要

(1) 業務名

精神障害者雇用緊急対策事業業務委託

(2) 業務内容

障害者雇用推進コーディネーター及び公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等地域の障害者就労支援機関と連携の上、企業への精神障害のある人の雇用に対する理解促進及び職場定着に対する助言、障害者雇用推進コーディネーターへの助言等を実施する精神保健福祉士資格を有する「精神障害者雇用推進アドバイザー」を1名配置する。また、企業の経営者及び人事担当者向けに精神障害者雇用促進セミナーを開催する。

2 契約期間

平成29年10月（契約締結日）から平成30年3月31日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (5) 過去に障害のある人の就労支援の実績があること。
- (6) 当該業務を実施するノウハウ及び体制を有していること。
- (7) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(8) 県税の滞納がないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局雇用推進課

電話番号 054-221-2811 F A X 054-271-1979 E-mail koyou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 交付期間 平成29年9月20日（水）から平成29年10月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案応募申込書、企画提案書、経費積算書、企画提案応募に係る誓約書ほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 平成29年10月4日（水）午後5時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

平成29年10月5日（木）以降の指定した場所、時間

6 その他

(1) この企画提案による契約は、当該業務に係る静岡県平成29年度9月補正予算の成立を条件とする。

(2) 詳細は企画提案募集要項による。

(3) 説明会は行わない。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局雇用推進課（電話番号 054-221-2811）とする。